

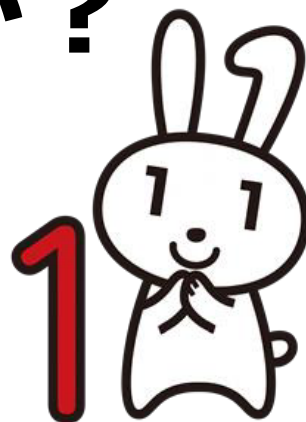
マイナンバーカードを 作りませんか？

「どうやって申し込むのかわからない！」

「市役所まで取りに行くのが面倒！」

「仕事が忙しくて時間がない！」

でも大丈夫！市役所の職員が皆様の職場に出向き、
マイナンバーカード申請のお手伝いをします。



市役所の職員が
皆様の職場
まで伺います

できあがったカードが
郵送で
届きます

マイナンバーカードは
健康保険証
として使えるように
なる予定です※

※令和3年10月から順次実施予定

ご担当者にしていただくこと

市役所へ申込み
・日程調整

市役所へ
申請者リスト提出

申請者への案内
(必要書類等)

対象

- ▶ 申し込み企業・団体
 - ・マイナンバーカード申請希望者が10名以上の企業・団体（10名未満は要相談）
- ▶ 申請者
 - ・豊橋市に住民登録をしている方
 - ・申請から2か月以内に豊橋市外に転出する予定のない方
 - ・マイナンバーカードを初めて申請される方

当日の流れ

▶申請者の方にしていただくこと

顔写真をご用意いただいた場合

①必要書類の提出

②申請書の記入と顔写真の貼付

顔写真をご用意いただいてない場合

①必要書類の提出

②タブレット（市で用意）でオンライン申請（入力・顔写真撮影）

または、申請書の記入とデジカメ（市で用意）を使った顔写真撮影（無料）・貼付

▶マイナンバーカードの交付について

1～2か月後に、本人限定受取郵便で送付します

※下記の本人確認書類をご用意いただけない場合は、郵送での受け取りはできません。

後日、ご本人に市役所まで受け取りに来ていただきます。

必要書類

*印の書類は後日、企業のご担当者を通して申請者の方にお渡しします

・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

通知カードに同封されています。紛失された方や、住所・氏名等記載事項に変更のあった方は市の方で
ご用意します。

・個人番号カード／電子証明書 申請依頼書・暗証番号設定用依頼書*

・通知カード（紛失された方は紛失届*）

・顔写真

当日、タブレット・スマートフォンから申請をする場合は不要です。

※顔写真をご用意いただくと、1人あたりの所要時間が短くなります。

（1人あたりの所要時間の目安・・・顔写真あり：約5分、顔写真なし：約15分）

・住民基本台帳カードと返納届*（お持ちの方のみ。紛失された方は亡失届*）

・本人確認書類原本とそのコピー（有効期限内、住所や氏名が現在の情報のものに限る）

「Aから2点」または「Aから1点+Bから1点」

【A】

運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

【B】

健康保険証、国民年金手帳または基礎年金番号通知書、社員証

※上記以外のものでも認められる場合があります。詳細はご相談ください。

注意事項

・実施日時は、原則火曜日から金曜日の10時から16時までです（応相談）。

・お申し込みは実施希望日の1か月前までをお願いします。

・申し込み状況によってはご希望の日程で実施できず、お待ちいただくこともあります。

・受付当日は、申請者ご本人に会場に来ていただきます。



マイナンバーカードの申請については

問合せ

豊橋市マイナンバーコールセンター ☎0532-43-5505